

JIS

家庭用除湿剤

JIS S 3106⁻¹⁹⁹⁴

(2006 確認)

平成 6 年 3 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日用品部会 家庭用除湿用品専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	南野 脩	芝浦工業大学
	並木 昭	財団法人化学品検査協会
	卜部 啓	工業技術院物質工学工業技術研究所
	田中正躬	通商産業省基礎産業局
	倉 剛進	工業技術院標準部
	上野 雅雄	通商産業省通商産業検査所
	甲斐 麗子	主婦連合会
	横田 倫子	消費科学連合会
	前島 明宏	日本チェーンストア協会
	斉藤 有常	日本百貨店協会
	古川 哲夫	財団法人日本消費者協会
	府馬 健三	エステー化学株式会社
	北村 利八	ジョンソン株式会社
	名和 昭義	徳山曹達株式会社
	高橋 誠治	シリカゲル工業会
	川原 修一	日本石灰協会
(事務局)	天野 正喜	工業技術院標準部繊維化学規格課
	平塚 智章	工業技術院標準部繊維化学規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 6. 3. 1

官 報 公 示：平成 6. 3. 4

原案作成協力者：通商産業省通商産業検査所

審 議 部 会：日本工業標準調査会 日用品部会 (部会長 吉田 富義)

審議専門委員会：家庭用除湿用品専門委員会 (委員長 南野 脩)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

家庭用除湿剤

S 3106-1994

Dehumidifying agent for home use

1. **適用範囲** この規格は、一般家庭の押入れ、たんすなど比較的狭い空間において除湿を目的として使用するもので、除湿を行うための吸湿剤の成分に塩化カルシウム、酸化カルシウム、塩化マグネシウム及びシリカゲルを使用した家庭用除湿剤(以下、家庭用除湿剤という。)について規定する。ただし、商品の包装用のもの並びに食品及び人体に使用するものを除く。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

- JIS C 1601 指示熱電温度計
- JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び条
- JIS K 0102 工場排水試験方法
- JIS K 8122 塩化カルシウム二水和物(試薬)
- JIS L 1086 接着しん地試験方法
- JIS P 3801 ろ紙(化学分析用)
- JIS P 8113 紙及び板紙の引張強さ試験方法
- JIS R 9001 工業用石灰
- JIS S 6037 マーキングペン
- JIS Z 0701 包装用シリカゲル乾燥剤
- JIS Z 8401 数値の丸め方
- JIS Z 8801 標準ふるい

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) **防湿シート** 使用前に透湿膜を通して空気中の水蒸気を吸湿剤が吸収しないように、透湿膜の外側に施すシート。
- (2) **外袋** 使用前に透湿膜を通して空気中の水蒸気を吸湿剤が吸収しないように、透湿膜の外側に施す袋。
- (3) **透湿膜** 吸湿剤と空気との境界にあって、空気中の水蒸気が通過する量を調整する膜。
- (4) **潮解液** 吸湿剤が、空気中の水蒸気を吸収して溶けた液。
- (5) **再生使用形** 吸湿剤(家庭用除湿剤の透湿膜などをはがすなどして取りだしたものを除く。)が吸湿した水分を、太陽熱、温風などで蒸発させることによって、再び使用できるもの。

3. **種類** 家庭用除湿剤の種類は、構造によって分類し、表1のとおりとする。